

令和3年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 議事要旨

1 日時

令和3年11月4日（木）午後1時30分から3時まで

2 場所

仙台市福祉プラザ10階 第二研修室

3 出席者

(1) 委員

別紙「出席者名簿」のとおり（13名出席）

(2) 事務局

保健福祉部	伊藤部長
教育庁特別支援教育課	野呂専門監
経済商工観光部雇用対策課	小川専門監
保健福祉部障害者福祉課	大森課長，八鍬副参事
企画推進班	片桐班長，日野原主査，前田主事，井比主事
施設支援班	後藤班長
運営指導班	高橋班長
保健福祉部精神保健推進室	松野室長，柳谷総括室長補佐
精神保健推進班	村上班長

4 議事要旨

(1) 開会

(事務局・八鍬副参事)

- それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度第1回宮城県障害者施策推進協議会」を開催いたします。
- 開会に当たりまして、宮城県保健福祉部長の伊藤より、一言御挨拶申し上げます。

(伊藤保健福祉部長あいさつ)

- 宮城県保健福祉部部長の伊藤でございます。
- 本日は、大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃から格別の御指導，御協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

- さて、本日は、お手元の次第にありますとおり、報告事項として、「宮城県障害福祉計画の進捗状況」及び「新型コロナウイルス感染症に関する常時介護が必要な障害者の受入体制」について御報告させていただきます。
- 続きまして、本日の議題として「みやぎ障害者プラン重点施策についての中間検証」について御審議いただくこととしております。
- みやぎ障害者プランにつきましては、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間としており、プラン策定からこれまでの施策の推進状況を御報告するとともに、今後の取組、とりわけ障害者の重度化・高齢化が進む中での支援体制のあり方について御審議いただくものです。
- 委員の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のない御意見をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。
- 本日はどうぞよろしく願いいたします。

(事務局・八鍬副参事)

- ここで、人事異動等の関係から、新たに就任いただきました委員を御紹介させていただきます。
- 精神保健福祉家族会 仙台みどり会の磯谷 裕治(いそがい ゆうじ)様です。
- また、本日所用のため欠席しておりますが、宮城県町村会副会長 美里町長の相澤 清一(あいざわ せいいち)様、宮城労働局 職業安定部 職業対策課長の荒井 孝志(あらい たかし)様にも委員をお願いしております。
- どうぞよろしく願いいたします。
- 本日は委員の方々の半数以上の出席をいただいておりますので、障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告いたします。
- それでは、以後の議事進行は阿部会長をお願いいたします。阿部会長よろしく願いいたします。

(阿部会長)

- 会長を務めさせていただいております阿部でございます。
- 本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきまして、私からも改めてお礼申し上げます。
- 今回は、次第のとおり、まず報告事項として2点、「宮城県障害福祉計画の進捗状況」についてと、「新型コロナウイルス感染症に関する常時介護が必要な障害者の受入体制」について報告いただくこととなっております。
- 報告事項の後、議事として「みやぎ障害者プラン重点施策についての中間検証」について、プランの3つの重点施策に沿って審議することとなっております。
- 皆様には、可能な限り、多くの御意見をいただきたいと思っておりますので、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

- それでは、報告事項（１）の「宮城県障害福祉計画の進捗状況」と報告事項（２）の「新型コロナウイルス感染症に関する常時介護が必要な障害者の受入体制」について事務局から一括して説明をお願いします。

（２）報告事項

①事務局説明

（事務局・大森課長）

- 障害福祉課長の大森でございます。よろしくお願いいたします。
- 報告事項の（１）「宮城県障害福祉計画の進捗状況について」、資料１及び資料２に基づき、御説明させていただきます。
- 第５期宮城県障害福祉計画は、平成３０年度から令和２年度までの３か年を計画期間としており、今回は、令和２年度末時点の進捗状況について御報告いたします。
- 資料１を御覧下さい。この概要版は、成果目標の達成状況の一覧と、平成３０年度から令和２年度の３月における障害福祉サービス等の利用者数の実績を記載しております。
- はじめに、「１ 成果目標の達成状況」について御説明させていただきます。福祉施設の入所者の地域生活への移行については、地域生活移行者数が７２人となっております。
- 今年度を始期とする第６期宮城県障害福祉計画においても、令和２年度から令和５年度末までの地域生活以降者数を１１３名とするという目標を設定しており、引き続き、障害のある方々の地域生活移行を推進して参ります。
- 次に、入院中の精神障害者の地域生活への移行について、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場は、各保健福祉事務所、県において設置が完了しており、２６市町村で設置されている状況です。
- なお、６期計画においては、協議の場の設置に係る目標値は設定しておらず、新たに、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数を３１６日以上にするという目標を設定しております。
- 次に、入院後３か月、６か月、１年時点の退院率については、厚生労働省の全国調査である精神保健福祉資料が平成３０年度以降、公表されていないことから、実績は未公表とさせていただきます。長期在院者数については、２，９１３人と、目標を概ね達成している状況です。
- 次に、地域生活支援拠点等の整備については、４圏域・２４市町村で整備済みとなっており、６期計画の目標である、令和５年度末までの各圏域への整備に向け、引き続き推進してまいります。
- 次に、福祉施設から一般就労への移行等の実績については、概ね計画どおり進捗しております。

- 次に、障害児に対するサービス等の提供体制の確保については、児童発達支援センターは5圏域で設置済み、保育所等訪問支援事業所は25市町村で利用可能、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は4圏域で設置済み、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は5圏域で設置済みとなっております。
- 次に、医療的ケア児支援の協議の場については、2圏域、22市町村で設置済みとなっております。
- 6期計画においては、協議の場の設置に加え、コーディネーターについても、各市町村、各圏域及び県に配置することを目標としており、引き続き、目標達成に向けて取り組んでまいります。
- つづいて、「2 各年度3月における障害福祉サービス等利用状況」について御説明させていただきます。緑の棒グラフが平成31年3月、黄色のグラフが令和2年3月、赤のグラフが令和3年3月となっております。
- 最も利用者が多いのは就労継続支援B型の5、499人であり、計画で見込んでいるとおおり、多くのサービスにおいて前年度より利用者数が増加している状況です。
- 今年度からは、新たな6期計画に基づいた取組を進めているところです。5期計画で順調に推移した部分と、目標を達成できなかった部分を踏まえながら、引き続き、各事業等に取り組んでまいりたいと考えております。
- この件については、以上です。
- 続いて、「新型コロナウイルス感染症に関する常時介護が必要な障害者の受入体制について」、御説明させていただきます。
- はじめに、「資料3-1」を御覧ください。概要ですが、日常生活において常時介護が必要な在宅の障害者が新型コロナウイルス感染症陽性となり、無症状又は軽症の場合、単独での宿泊療養用のホテルへの入所が困難なため、ケア付きの受入体制を整備したものです。
- 受入支援体制ですが、陽性患者が少人数の場合は、軽症者宿泊療養施設であるホテルの居室を利用し、介護等の支援を行います。また、通所施設でクラスターが発生した場合には、発生した施設、若しくは宮城県七ツ森希望の家を臨時の宿泊療養施設として、介護等の支援を行います。
- いずれの場合も、介護職員が24時間体制で、食事や排泄介助の支援を行います。
- なお、8月に栗原市の通所施設でクラスターが発生した際には、通所施設を県が借り上げて、臨時のケア付きの宿泊療養施設を開設し、最大10床まで、障害者の受入を可能とする体制を整備しました。
- 続いて、「資料3-2」を御覧ください。事業の概要ですが、こちらは、介護者

が新型コロナウイルス感染症となり、入院等で不在となった場合に、介護が必要な在宅の障害者を一時的に預かり介護支援を行うものです。

- 受入支援体制ですが、先ほどご説明した陽性患者への対応と同様、介護職員が、24時間体制で、食事や排泄介助の支援を行います。軽症者宿泊療養施設であるホテルの居室を利用することを想定しております。
- 介護者が不在となる場合、まずは、家族や親戚による介護、短期入所等を検討し、それらの手段が全くない場合に本事業での受入を検討することになります。
- 陽性者への療養支援や、介護者が不在となった場合の支援については、障害者の受入に当たり、家族や支援機関等から日常生活の状況や障害の程度、必要となる支援について、丁寧に聞き取りを行い、介護職員を派遣いただく協力機関とも連携し、適切な支援を行ってまいります。
- 「新型コロナウイルス感染症に関する常時介護が必要な障害者の受入体制」についての説明は以上です。

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、障害福祉計画については、5期計画で順調に推移した部分と、目標を達成できなかった部分を踏まえながら各事業に取り組んでいくとのことでした。
- また、常時介護が必要な障害者が新型コロナウイルス感染症の陽性となった場合の受入体制や、介護者が入院した場合の在宅要障害者の受入体制について説明がありました。
- ただいまの報告に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- はい、磯谷委員お願いいたします。

②質疑応答

(磯谷委員)

- 精神障がい者家族連合会の磯谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。グループホームの整備が順調に進んでいるのはありがたいなと思います。ただその一方で自立生活援助が成果目標に遠く及ばない状況です。
- 精神障害に限らず、他の障害でも親の高齢化が進んでおり、支える力が弱くなってきています。そのような中で、例えば病院から退院したときの行き場所となると、グループホームの他には、アパート暮らしや自宅に戻りホームヘルプサービスを使うこととなりますが、この自立生活援助のサービス目標が達成できていない原因はどこにあるのでしょうか。

(阿部会長)

- 事務局から原因の説明についてお願いします。

(事務局・大森課長)

- 御質問ありがとうございます。自立生活援助につきましては、もともと事業所数が少なく、提供できているサービスが非常に限られているというところがあると考えております。今委員から御指摘のあったとおり、地域で生活する上での援助体制が必要になってくると思いますが、数字を見る限り、非常に低い数字に留まったまま横ばいで推移しております。
- 今時点で、このことに対する対応状況や解決策を持ち得ていないものですから、少し我々の方でこの辺りの状況を調べさせていただき、御回答させていただきたいと思います。

(磯谷委員)

- 今の説明ですと、一番の原因は事業所数が少ないということでしょうか。
- 少し話しがずれますが、病院から入院者の家族に対して、自宅で引き取れという圧力を強く受けるという話が家族会で聞かれます。本来であれば、病院がケア会議を開いて、病院と行政が責任を持って行き先を示すべきなのにそうならない。
- 保護者責任の制度は大分前に廃止されているはずなのですが、病院の現場では保護入院して2か月を過ぎたあたりから、医療保険の兼ね合いからなのか、家族が責任を持って引き取るようにと主治医から言われるので気になっています。そのあたりを上手く、行政からご指導願いたいと思います。

(事務局・大森課長)

- 精神障害のある方の地域移行をどう進めていくかというのは、大きな課題だと考えております。入院期間を短くしていこうという中で、移行した先の受入体制が在宅のご家族だけでは難しいという御指摘だったかと思えます。我々もそのあたりの状況や課題について、もう少し詳しく整理した上で御回答させていただきたいと考えております。

(磯谷委員)

- ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(阿部会長)

- 他に御質問のある方はいますか。
- はい、馬場委員お願いいたします。

(馬場委員)

- 障害者職業センターの馬場でございます。就労定着支援事業による職場定着率について、事業開始から、例えば1年後ですとか、どの程度経過した時点を実績としているのでしょうか。

(事務局・大森課長)

- 御質問いただいた事項について、昨年度、第6期計画をまとめたときに整理し

た資料があるのですが、今手元にございませんで、後ほど御回答させていただきます。

(馬場委員)

- この項目につきましては、事業開始から1年後なのか、2年後なのかで数値がかなり変わってくると思います。81%という実績はかなり高い数値だと思いますので、確認いただければと思います。

(阿部会長)

- 他には御意見、御質問等ございせんか。よろしいでしょうか。※異議なし
- それでは、報告事項につきましては、以上をもって終了といたします。二人の委員からの御質問や御指摘について、事務局で宿題とした事項につきましては、後ほど対応していただきますよう、よろしくお願ひいたします。
- では、続きまして、議事に移ります。議事の進行につきましては、みやぎ障害者プランの重点施策ごとに、事務局の説明と質疑応答を行いたいと思います。皆様よろしいでしょうか。※異議なし
- それでは、事務局から議事の「(1) 障害を理由とする差別の解消」について説明をお願いします。

(3) 議事

①事務局説明

(事務局・大森課長)

- 本日は、みやぎ障害者プランの中間検証として、プランに掲げる3つの重点施策について、それぞれ現状と施策の方向、施策の推進状況について御説明させていただきます。
- それでは、議事の(1)「障害を理由とする差別の解消」について、資料4に基づき、御説明させていただきます。
- なお、本協議会は障害者差別解消支援地域協議会も兼ねておりますので、障害者差別相談センターに寄せられた差別に関する相談についても併せて御報告させていただきます。
- それでは、資料4をご覧ください。まず、「1 現状等」でございますが、(1) 障害者差別解消法の認知と障害を理由とする差別の経験等に関する過去の調査結果について、障害者プランに掲載されている平成28年の県民意識調査と宮城県障害者施策推進基礎調査の結果を記載しております。
- その後、認知度調査を行っておりませんが、次期プランを策定に向け、令和4年度に再度同様の調査を実施したいと考えております。
- 次に「2 施策の方向」でございますが、これまで【プラン掲載の内容】に沿って、各施策・取組を展開してきております。
- 具体的には、2ページ「3 これまでの主な施策の推進状況」に、各取組を記

載しております。本日は、主なものとして、条例制定を機に新たに取り組んでいる内容について御報告させていただきます。

- まず、(1) ですが、平成30年度以降、当協議会での議論や障害当事者団体等との意見交換を踏まえ、令和3年3月に「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」と「手話言語条例」を策定し、4月から施行いたしました。
- 「(3) 普及啓発・広報活動の推進」, 「①障害を理由とする差別の解消に向けたリーフレットの作成」ですが、中学校において総合的な学習の時間等で使用することを想定した一般県民向けのもの、商品販売・サービス分野の事業者向けのものの2種類を今年度作成することとしております。
- リーフレットにつきましては、先日、障害当事者団体や各委員の皆様から頂いた御意見も参考に、現在作成中であり、予定といたしましては、一般県民向けのは今月中、事業者向けのは12月中の完成を目途としております。
- なお、事業者向けのは、来年度以降、随時種類を増やしていくことを予定しております。
- 次に、「② ラジオ放送による普及啓発」ですが、6月からDate FMで、障害を理由とする差別の解消や手話言語条例の制定について放送を行っております。これまでに計13回の放送を行っており、令和4年3月までに計25回の放送を予定しております。
- 次に、「③ スマートフォンアプリを活用した助け合い実証事業」ですが、学生など若い世代に働きかける取組として、スマートフォン用アプリMayii（メイアイ）を活用した、手助けを必要とする人と手助けしたい人との意思疎通を促す実証事業を実施しております。
- これまでに、障害当事者と東北福祉大学の学生を対象に、仙台駅とハピナ名掛丁商店街で実際にアプリを利用した体験交流会を実施しております。
- 少し飛びますが、6ページに実際にこのアプリを利用してサポートを依頼するとき、サポートするときの流れを掲載しております。
- 体験交流会後に参加された方の感想等も記載しておりますので、併せてご覧ください。
- 今後は、広く県民にこのアプリの周知とこれを活用した助け合いの呼びかけに取り組んでいきたいと考えております。
- 3ページ目にお戻りください。
- 次に、「④ 合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金」ですが、県内の事業者が、障害者に配慮した環境整備を行う場合に、整備費用を助成するとともに、それらの優れたモデル的取組を、県民や事業者に広く情報発信することとしております。取組状況といたしましては、これまでに、10件、約800万円の交付

決定を行っております。

- 続きまして、「(5) 関係機関と連携した差別解消の取組」でございますが、今年度障害者差別相談センターに寄せられた差別に関する相談について情報共有させていただきます。
- センターには、9月末時点で、計6件の相談が寄せられており、3ページから5ページにかけて、相談内容の概要とセンターにおける対応状況をまとめております。
- 相談内容の傾向といたしましては、障害があることへの配慮に関する相談が多くなっております。
- 最後に、1ページの「2施策の方向」にお戻りください。【進捗状況を踏まえた課題と今後の方向性】といたしましては、策定した2つの条例に基づき、共生社会の実現に向けた取組の県民への浸透を図っていくことが必要であることから、県民及び事業者向けに効果的な普及啓発事業等を各種展開し、障害者差別解消法及び条例の認知度向上とともに、差別解消と共生社会づくりに向けた県民、事業者の行動を促進していきたいと考えております。
- また、併せて、障害を理由とする差別解消のため整備した相談窓口や調整委員会等を活用し、相談事例等の収集・共有を図るほか、情報保障の推進等の施策展開を図っていく方針です。
- 説明については、以上となります。

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、条例の制定を踏まえた施策の展開として、差別解消に向けた普及啓発に取り組んでおり、今年度新たに、2種類のリーフレットの作成、ラジオ放送、スマートフォン用アプリを活用した助け合い実証事業、合理的な配慮のための環境整備補助金事業を行っているとのことでした。
- また、今年度障害者差別相談センターに寄せられた差別に関する相談は9月末時点で6件であり、相談内容の傾向としては、障害があることへの配慮に関する相談が多いとのことでした。
- 今後も、効果的な普及啓発に努め、差別解消や共生社会づくりに向けた県民・事業者の行動を促進するとともに、差別解消や情報保障の推進を図っていくとのことでした。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- はい。磯谷委員お願いします。

②質疑応答

(磯谷委員)

- 差別解消についてですが、実際には差別を受けていても声を上げることができない方もおられるのではないかと、ということを知っていただきたいと思います。
- 家族会の中で、アパートを借りる際に、不動産業者から精神障害者でないことを念押しされたという話がありました。これは当然差別です。昔、公衆浴場では、入れ墨のある人と精神障害者はお断りしますと出ていました。今から40年以上前の話ですが、今でもそのような偏見は残っています。家族会の方は奥様にご病気があったのですが、やむを得ず、不動産業者には、そのことを隠して契約をしたとのことでした。差別だと言いたいけれども、それを言えば住む場所を失ってしまう。
- おそらく住まいだけではなく、他の生活の場面でも声を上げられない立場の方が差別を受けているという状況もあるのではないかと、ということを知っていただきたいと思います。

(事務局・大森課長)

- 御意見、ありがとうございます。差別を受けている方が、なかなか声を上げられないというお話は、これまで、当事者団体の方々や、この協議会の中でも御意見として出されておりました。
- 委員からお話のあった不動産の賃貸における事例は、本来あってはならないことですが、実際にはそのような差別が今もあるということでした。先ほど御報告したリーフレットですが、今年度は物品販売やサービスの提供を行う事業者向けのものを作成することとしておりますが、来年度は、交通事業者と不動産関連事業者向けのリーフレットの作成を考えております。
- こうしたリーフレットをしっかりと作成し、不当な差別的取扱いが行われないように、しっかりと普及啓発に取り組んでいきたいと考えております。

(磯谷委員)

- ありがとうございます。ただ、私としては、普及啓発活動でこのような不当な差別的取扱いがなくなるのか疑問があります。
- 今回の事例であれば、障害者が入居すると、アパートの資産価値が下がるといったお金の問題が絡んでいるのだと思います。ですから、問題の解決のためには、地域生活をする障害者が生活上のトラブルを起こさないように支援する体制を手厚くしていく、さっきの話で言えば、自立生活援助の面をもっと拡充していくということが、差別解消につながっていくと考えております。

(阿部会長)

- 他に御意見・御質問はございませんでしょうか。はい、川村委員お願いいたします。

(川村委員)

- 仙台スピーカーズビューローの川村と申します。普及啓発に関する事業について

て、ラジオ放送による普及啓発やスマートフォンアプリを活用した実証事業について興味深く説明を聞いておりました。この中で、体験交流会についてですが、主に身体障害の方を対象としているのかなと思いました。なかなか街中で、発達障害や精神障害の方をサポートするというのは難しいのかも知れませんが、何らかの形でこのような障害の方と学生の方が交流する機会があってもよいのではないかと思います。

- 先ほど、磯谷委員から啓発活動のみでは差別の解消には不十分ではないか、との御意見があり、私もそのとおりでと思いますが、学生の方や市民の方などに、まずは障害について知ってもらうということも大事だと思います。

(事務局・大森課長)

- スマートフォンアプリを活用した実証事業につきましては、街中でちょっとした困り事について、アプリを利用して手助けを求めるといえるものです。アプリには、あらかじめ困り事のメニューが登録されており、その中から困り事を選択し、ヘルプを求める仕組みとなっております。
- このアプリを実際に使用して助け合いを行う体験交流会の実施にあたっては、様々な障害関係団体にお声掛けさせていただいたのですが、精神や知的の団体の方に御意見を伺ったときには、なかなか使えるメニューがないというお声をいただき、結果として身体の方のみに参加していただくことになりました。
- このアプリにつきましては、現在、仙台市を利用可能エリアとして想定しており、いつでも誰でも使えるような体制にしていく予定としております。
- ただ、いつでも誰でもどうぞ使ってください、と周知をしてもなかなかアプリの登録は進まないと思いますので、最初は、体験交流会に参加した方を中心に、アプリのいいところ、改善を希望するところなどを含め情報発信していきたいと考えております。
- 障害のある方が住みよい地域作りを目指し、このアプリが様々な場面で助け合いに使われていくよう、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

(川村委員)

- すみません。アプリの活用と体験交流会を別のものだと勘違いしていました。取組について理解しました。ありがとうございました。

(阿部会長)

- 他に御意見のある方はいませんか。はい、野口委員。

(野口委員)

- 東北大学の野口でございます。リーフレットについて2点伺いたいのですが、まず県民向けリーフレットについて中学校をターゲットに考えているとのことですが、その理由についてお聞かせください。
- また、障害者差別解消法が改正され合理的配慮が義務化されますが、合理的配慮

は分かりにくい概念ですので、リーフレットの中でこの合理的配慮について触れるのかお聞かせください。

(事務局・大森課長)

- リーフレットにつきましては、2種類作成中ですが、一つは中学生向けというお話をしました。現段階では、中学2年生を想定した内容としており、各学校への配布を検討しております。その理由につきましては、中学2年生向けのものであれば一般県民向けにも展開できること、また、早い段階で共生社会や差別解消について触れていただきたいとの考えがあるためです。
- 合理的配慮につきましては、県条例ではすでに義務化しておりますので、事業者向けリーフレットに盛り込んでいきたいと考えております。中学生向け、一般県民向けリーフレットでは、どのような場面で差別が起こり得るのか、ということイラストも用いて示すことで考えるきっかけを提供したいと考えております。

(阿部会長)

- 他に御意見、御質問がなければ、次に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。※異議なし
- それでは、この議事については修了することとし、次の議事に移ります。
- 事務局から議事の「(2) 雇用・就労等の促進による経済的自立」について説明をお願いします。

③事務局説明

(事務局・大森課長)

- それでは、資料4の7ページをご覧ください。まず、「1 現状等」でございしますが、(1) 障害者雇用率、(2) 福祉的就労からの一般就労、(3) 平均工賃月額等の推移について、プランに掲載している各指標を更新しております。(1)(2)の数値は概ね順調に推移しておりますが、(3) 平均工賃月額が減少傾向となっております。
- 次に「2 施策の方向」でございしますが、これまで【プラン掲載の内容】に沿って、各施策・取組を展開してきております。
- 具体的には8ページ「3 これまでの主な施策の推進状況」に各取組を記載しております。本日は、主なものとして、BPOを活用した工賃向上モデル事業の取組について御報告させていただきます。
- まず、「(2) 就労支援施設等の経営力向上等を通じた工賃向上」の3段落目をご覧ください。
- BPOとは、ビジネス・プロセス・アウトソーシングの略でございまして、企業等が、業務工程の一部を切り出し、請負業務として外部に委託することです。
- BPOを活用した工賃向上モデル事業は、日本財団との連携協定に基づき、共

同受注方式により、県内外の企業から切り出された軽作業・請負業務の受注を拡大させることにより、就労支援事業所へ年間を通じて安定した高工賃の仕事を提供していく体制を構築するものです。

- 事業のイメージについて、10ページにまとめてありますので、ご覧ください。
- 5月から受注を開始しており、10月29日現在で、76事業所がこのモデル事業への参加意向を示しております。
- 今年度は、このモデル事業に参加した利用者の平均工賃月額3万5千円を目標として取り組んでおります。
- 続きまして、「(5) 行政機関等からの受注促進」でございますが、就労支援事業所の物品等のリストを作成し、課のHPに掲載し、随時更新するとともに、市町村にも情報提供を行うとともに、物品等の品質向上について、専門家等の派遣や各種セミナーによる支援を行っております。
- また、印刷物や図書購入など、優先調達の推進が期待できる物品等について庁内への周知を図るとともに、「1所属2調達以上」の取り組みを推進しております。
- 最後に、8ページにお戻りください。【進捗状況を踏まえた課題と今後の方向性】といたしまして、一般就労については、法定雇用率の引き上げ等により障害者雇用者数は年々増加しておりますが、本県における雇用情勢は依然厳しい状況であり、また、福祉型就労からの一般就労への移行者数についてもさらに増加させていく必要があることから、県内企業等に対する障害者雇用促進の働きかけや、就労に向けた準備段階から求職活動段階、就職後の職場定着などについて、関係機関との連携により、就業面と生活面の一体的な支援や就労移行支援事業所の支援力向上の支援等を継続して行っていきたいと考えております。
- また、福祉型就労については、平成29年以降、平均工賃月額は減少傾向にあることから、BPO業務の共同受注体制の整備等により、県内外から新たな民間需要の獲得や、県をはじめとする行政機関等の優先調達を促進し、県内事業所の支援力向上と工賃向上を図っていききたいと考えております。
- 説明については、以上となります。

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、一般就労について、県内企業等に対する障害者雇用の働きかけや、就業面と生活面の一体的支援、就労移行支援事業所の支援力向上のための施策を継続的に行っていくとのことでした。
- また、福祉型就労については、今年度から取り組んでいるBPO（ビー・ピー・オー）業務の共同受注体制の整備等により、県内外から新たな民間需要の獲得や県等からの優先調達の促進により、工賃向上を図っていくとのことでした。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いい

たします。はい、森委員。

④質疑応答

(森委員)

- 宮城県障がい者福祉協会の森です。資料4の7ページ1(3)平均工賃月額等の推移となっておりますが、就労継続支援B型である旨を明記していただきたいと思えます。就労継続支援B型の「工賃」は、就労継続支援A型の「賃金」と明確に区別されておりますので、しっかり表記した方がよいと思えます。
- また平均工賃月額ですが、あくまで平均ですので、我々の法人も就労継続支援B型を運営していますが、高い人は7万円という方もいますし、数千円という方もおります。どのような統計にも当てはまることですが、平均値が実態を反映していないこともあり、例えば中央値の方がより実態に即しているという場合もありますので、説明させていただきました。

(事務局・大森課長)

- はい、ありがとうございます。まず、平均工賃月額につきましては、就労継続支援B型である旨を明記したいと思えます。
- また、森委員御指摘のとおり、工賃月額につきましては、平均値と中央値が大分ずれているということがございます。工賃向上支援計画の策定時にも議論したところなのですが、令和2年度の工賃月額の中央値は1万2千円程度と、平均月額の1万7,247円より大分低い状況となっております。工賃月額の高い方は、7万円、8万円という方もおりますので、平均値ではそういった方の金額によって引き上げられているのですが、最低のところでは、本当に低い水準となっております。
- 経済的自立という意味では、工賃の水準はまだまだ不足している状況にありますので、県としては、この水準をなんとしても引き上げたいということで、BPOを活用した工賃向上に取り組んでいるところでございます。
- 1点補足でございますが、平均工賃月額はやや右肩下がりで推移しておりますが、工賃として利用者に支払われた工賃支払総額につきましては、大分右肩上がりで増えてきております。平成29年度に8億9千万だったものが、令和2年度には10億円を超えております。仕事として取ってきてはいるものの、利用者の方も増えておりますので、平均工賃月額は下がっているということでございます。そのため、総額を確保するというのと、高工賃につながる単価の高い仕事の受注を増やすという両方に取り組んでいく必要があると考えております。

(阿部会長)

- 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- 森委員からの質問・御指摘について、補足の説明をいただきましたので、我々委員の理解も深まったと考えております。実態に即したものを見せる手法として

は、平均値を見せるという方法もありますし、中央値を見せるという方法もあるかと思いますが。また、最低値と最高値につきましても、参考として口頭でもかまいませんので、御説明の際に付け加えていただくと、我々の理解もより一層深まると考えております。

- 事務局の趣旨としては、最低水準の工賃の方々への対応をどのように進めていくのかということに問題意識を持っているということが説明の中で理解しましたので、この点につきましても、御対応、御配慮をよろしくお願いしたいと考えております。
- はい。森委員。

(森委員)

- 障害福祉サービスを利用する人は、障害支援区分の認定を受けるのですが、グループホームは、利用する方の支援区分によって運営する事業者に入ってくる報酬が違います。しかし、就労継続支援B型は、支援区分によらず報酬が一定となっているため、障害の程度が軽い方20人を受け入れた場合と、重い方20人を受け入れた場合の報酬が同じとなっています。
- このことが事業者側からすると困難な部分があって、障害の程度が重い方を受け入れる場合には介護も必要になるのですが、我々が運営している就労継続支援B型では、以前よりも障害の程度が重い方の数が増えてきているのに、収入は同じという現実があります。報酬の部分については、県レベルで対応できる問題ではありませんが、事業者側からいうと、こういう実態があるということです。

(阿部会長)

- 森委員、事業者の状況について御説明いただきありがとうございました。
- それでは、残された議題がありますので、次に進みたいと思います。皆様よろしいでしょうか。※異議なし
- 事務局から議事の「(3) 自ら望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」について説明をお願いします。

⑤事務局説明

(事務局・大森課長)

- それでは、資料4の11ページをご覧ください。まず、「1 現状等」ですが、(1) グループホームの整備状況、(2) 日中活動系サービスの整備状況、(3) 障害のある人の地域生活移行状況、(4) 発達障害のある人に対する支援等の状況について、プランに掲載している各指標を更新しております。
- (1) グループホームの整備状況につきましては、利用定員数・住居数とも増加しております。障害福祉計画の目標値では、令和2年度末の住居数を572としておりましたので、計画対比で112.4%となっており、量的な部分では順調に整備が進んでいるものと考えておりますが、サービスの種別では、日中サー

ビス支援型が、非常に数が少ない状況となっております。

- 続きまして、(3) ①入所施設からの移行ですが、施設入所者の地域生活への移行状況につきましては、障害福祉計画の目標値では、平成29年から令和2年までで113人としておりましたので、計画対比で約64%にとどまっております。
- 続きまして、12ページの(3) ③入所待機者数の推移でございますが、入所施設の利用定員は、ほぼ横ばいであるのに対し、待機者数は増加傾向にあります。
- 次に「2 施策の方向」でございますが、これまで【プラン掲載の内容】に沿って、各施策・取組を展開してきております。
- 具体的には、「3 これまでの主な施策の推進状況」に、各取組を記載しております。本日は、この中で、(2) 住まい・支援拠点の整備等のうち、①地域生活への移行の推進について施策の推進状況を御報告いたします。
- 障害のある人の地域生活への移行を促進するため、特に整備の必要性が高い重度障害者・精神障害者向けグループホームと地域生活支援拠点を整備する際に、その経費の一部を補助しております。
- もともとグループホームを含む障害者福祉施設整備に係る支援としては、補助率が3/4（国庫1/2、県1/4）の社会福祉施設等施設整備事業補助金を交付しております。
- この補助金を用いて、平成30年度から令和2年度までの3年で17の法人が21のグループホームの創設や大規模修繕を行っております。
- また、地域生活支援拠点につきましては、この補助金を活用するなど、現在25の市町村において整備済みとなっております。
- 県といたしましては、障害のある人の地域生活への移行を支えるため、グループホームや地域生活支援拠点の整備等を進めてきたところですが、社会全体が高齢化する中で、障害のある人の高齢化・重度化や親亡き後の地域生活を支えるための住環境の整備や介護サービス等の支援は、今後ますます重要になってくると考えております。
- また、この間の国の動きといたしましても、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定において、利用者の重度化・高齢化に対応できる日中サービス支援型のグループホームが新たな類型として設けられております。
- 今年度の報酬改定では、グループホームにおける重度化・高齢化への対応や地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実について報酬等の見直しが行われているところです。
- 配布資料5をご覧ください。現在作成している調査様式の案になります。調査項目は問1から8まで8項目に大きく分かれております。
- 調査項目をかいつままで御説明いたしますと、問4は、利用者の障害の種別、障害支援区分、年齢などを調査項目としております。

- また、問7-3は、新規入居をやむを得ず断ったケースについて、その理由や、受け入れに必要と思われる支援、施策などを自由回答いただくものです。
- 続く問7-4と7-5は、特に入居が難しいとされている強度行動障害を有する障害者と医療的ケアが必要な障害者について、受け入れ実績の有無や課題などを調査項目としております。
- 最後に13ページにお戻りください。中程【進捗状況を踏まえた課題と今後の方向性】としては、障害のある人の地域生活への移行が計画どおり進んでおらず、障害のある人の高齢化・重度化、親亡き後を踏まえると、今後の地域生活移行の推進に必要な住環境の整備及び介護サービス等の支援について検討する必要があることから、グループホーム等の実態調査等により現状把握を行い、今後の施策展開の方向性を検討していきたいと考えております。
- また、引き続き、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるための環境整備・人材育成を図り、福祉サービスの充実を図るとともに、発達障害や医療的ケアなどについては、支援体制の充実に向けた人材確保に取り組んでいく方針です。
- 「船形の郷」については、令和6年4月の全面供用開始に向け整備を進めるとともに、在宅等での生活が一時的に困難となった場合のバックアップ機能や地域の社会資源をつなぐコーディネート機能等、地域支援体制の機能向上に向けた役割を担うことのできる施設としての検討・準備を進めていきたいと考えております。
- 説明については、以上となります。

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、地域生活移行を促進するため、特に整備の必要性が高い重度障害者・精神障害者向けグループホームや地域生活支援拠点の整備等について、その経費の一部を補助することにより、整備促進を図っているとのことでした。
- 障害のある人の高齢化・重度化、親亡き後を踏まえ、今後の地域生活移行の推進に必要な住環境の整備及び介護サービス等の支援について検討する必要があることから、グループホーム等の実態調査等により現状把握を行っていくとのことでした。
- このほか、現在建替を進めている「船形の郷」において、民間施設のバックアップや地域の社会資源のコーディネートの役割を担えるよう検討・準備を進めていきたいとのことでした。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。それでは磯谷委員。

⑥質疑応答

(磯谷委員)

- グループホームについて、重度の方の受入のために、障害の程度が軽い方の利用限度を2年間にするという方針が国の審議会で示されたと聞いておりますが、そういった方向というのはあるのでしょうか。

(事務局・大森課長)

- 委員が今お話された内容につきましては、私自身は、今初めて耳にしましたので、お答えが難しい状況です。

(磯谷委員)

- 承知しました。障害の程度が軽い方について、グループホームの利用期間に限度が設けられるというのは大変な話ですので注目しております。

(阿部会長)

- 他にはいかがでしょうか。はい、佐藤委員。

(佐藤委員)

- グループホームの日中サービス支援型について、非常に数が少ないとのことでしたが、これはそもそもニーズがないのでしょうか、それともニーズはあっても事業者の側で対応できないから数が少ないのでしょうか。

(事務局・大森課長)

- 我々の感覚としては、ニーズ自体はかなりあるのではないかと考えております。ただ一方で、ある程度障害の重い方を引き受ける体制をグループホームで整備するとすると、支援者の人員体制や医療機関との連携など様々な体制を構築する必要があるため、ハードルがあるのではないかと考えております。
- 以前この協議会でも話がでしたが、入所施設の定員は増えていかない中で、障害者の方の高齢化・重度化が進んでいきますので、住まいの場所の確保として、グループホームにおいて障害の重い方が暮らしていけるための環境整備が必要になってくるのではないかと考えております。
- ただ、その辺りの実態と、グループホームを運営する事業者の方がどのように感じていて、どのような課題があると考えているのかを我々としても把握しきれていないので、今回お示した調査票による調査を通じて実態把握に努め、県として必要な施策を検討していきたいと考えております。

(阿部会長)

- 他にはいかがでしょうか。はい、佐藤委員。

(佐藤委員)

- 議案にはありませんでしたが、今回のコロナで施設入所者と家族との面会制限の状況ですとか、どのような課題があったのかについて伺いたいのですが。

(事務局・大森課長)

- 民間の入所施設の状況につきましては、把握しかねる部分があるのですが、県有の施設、例えば、船形の郷は、最重度の知的障害者の施設となっておりますので、面会の機会については充分確保できていない、より感染症対策を優先して対応しているという状況だと聞いています。直近の状況といたしましては、面会制限の解除について検討していると聞いております。

(阿部会長)

- 他にはいかがでしょうか。はい、磯谷委員。

(磯谷委員)

- 日中サービス支援型のグループホームが何故増えないのか、ということですが、要するにそこで働いている人の給料が安いということだと思います。お給料が安いと言われている看護師よりも更に安いというのが実態です。同年代30歳くらいの方を例にとりますと、国の平均が30万円くらい、看護師が25万円くらい、グループホームの正規職員となっても15万円がせいぜいとなっています。事業者としては、管理者とサービス管理責任者を正規職員として雇用し、実際の世話人については大学生のアルバイトを雇用するなどして経費を節約している。
- 問題はそういった職員が30歳くらいになったとき、まわりは結婚したり家を建てたりしているのに自分たちは親元から離れることができない、自家用車を購入することすら危うい、結婚なんて夢という状況です。
- これは、県の問題ではなく、国の制度の問題だと思います。福祉で出すべきところにお金を出さないと、結局大学を卒業して、志をもって福祉の職に就いた方たちが30歳くらいになると馬鹿らしくなって辞めてしまう。ちょうど10年くらい経験を積んで、難しいケースにも対応できるようになった年齢の方たちが辞めてしまうということです。
- 先ほどお話のあった高齢で重度の障害のある方のケアは看護師の資格のある方でないと対応が難しいのですが、看護師よりもお給料の安い福祉の職場に看護師の資格を持った方が集まるとは到底思えません。この問題の根っこには、福祉の分野に必要なお金を出さないという国の問題がありますので、県レベルで対応することは難しいと思います。

(阿部会長)

- 佐藤委員の質問に対する現場からの一つの考え方、答えだったと思います。調査票の項目に生かせるのか、あるいは生かせなかったとしても、調査結果から得られる現状における課題とは別の側面からの問題提起と受け止めていただければと思います。どうもありがとうございました。
- それではよろしいでしょうか。※異議なし
- それでは、これで報告事項及び議事の一切を終了いたします。皆様には、円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。進行を事務

局にお返しいたします。

(4) 閉会

(事務局・八鍬副参事)

- 阿部会長，議事進行ありがとうございました。
- 次第「4 その他」に移ります。皆様から何か御案内，御連絡等ございませんでしょうか。※なし。
- それでは，以上をもちまして，令和3年度第1回宮城県障害者施策推進協議会を終了させていただきます。
- 本日は長時間の御審議，誠にありがとうございました。